

八王子の民俗ノート No.4

八王子市高月町滝の社会組織等について 澤井 榮

血族、姻族、親分・子分

この町内(滝町会)は、むかし隠居や弟が新宅に出たなどで本家・分家の関係を持つ家が多い。明治以降は3~4組に止まるが、それ以前に遡ると12~13組が明らかにその関係を保っている。また、その相手が転出してこの例に含まれないのが2~3組ある。

姻族の関係を持つ家も多く、これは異なる姓氏間にもその例がみられるが、いずれも明治以前の例が多い。このほかに、結婚の際仮親として頼む「仲人」と親分・子分の関係を持つ者が多い。この場合は、ほとんどが仲人を世襲制で依頼して現在まできている。以上の関係は、最近移住してきた数戸を除いて町内のほとんどがそのどれか、あるいは併せ持っている。

クミアイ・組

町内には、4~8軒の単位で「組」が7組あり行政の便をはかっている。昭和15年内務省通達「○○会、町内会、隣保班、市町村常会整備要綱」により編成されたものが継続の形で現在に及んでいる。組の統括は2年交替で順送りの「組長さん」が当たり、呼称は結成当初の「隣組」と「1組~7組」の両方が適宜に使われている。

一方、クミアイはいわゆる冠婚葬祭の相互扶助集団として、特定の範囲の近隣でクミアイツキアイを行っている。家によりその範囲は異なり、その家が属する組、この組が主体となり隣の組、またはその隣組の一部、あるいは両隣の組からそれぞれの一部が合流するなどいろいろある。推定できることは、古い記録物に書かれた家の順序などを考えると、江戸時代の行政組織の一部であった「五人組」制度の名残かもしれない。

この相互扶助機能の中に、婚礼・葬儀の勝手番、建築上棟などの労力提供を伴うものと、見舞いや贈答だけで済むものがある。古くは病氣平癒のお百度参りなども含まれていた。これらの諸活動には町内の血縁者も合流する。各勝手番は男性と女性が、上棟の場合には男性だけのことが多く、勝手番には親しい近所の女性が2人くらい頼まれる例がある。最近では、婚礼を地域外の会館などに依頼して行うことが多く勝手番の機会も減り、また、上棟は業者任せの例も出て労力提供の場が減少する傾向であるが、法事、相続人の婚礼招待・突発の一大事である葬儀の勝手番等は長い歴史を持つクミアイの形が残っている。

近年移住してきた者もほとんどは、その属する組の範囲でクミアイツキアイをする。なお、組の単位は八王子農協の滝支部の「班」を構成する範囲でもある。

講中(コウジュウ)

町内には「講中」の集団もある。カミ(2組)、ナカ(3組)、シモ(2組)の3集団に分かれ町内会の大半が構成員となっている。それぞれの講中が、古い時代から構成員の出資によって調えた共有の財産である数十人分の膳椀等の接客用具と、これを保管する倉庫(講中倉・コウジュウグラ)を持っている。起源については定かでないが、古い念仏講中(寛政年代あたりから?)などが固定して、引き継が

れたものであろう。

昔のナカ講中はその全戸をクミアイとする家が多かったと伝えられている。現在ではカミ講中が、ほぼ同じ範囲でクミアイを構成している。「組」の編成はその一組全体が、同一講中に属するよう配慮され組まれているようである。昔は、新規の講中加入について過去の出資分の問題などもあって複雑な手続きが必要であったという。

この各講中を単位とした役員選出も比較的多く用いられている。例えば、神社の「社係」、寺の「寺世話人」、水田耕作の「堰係」などはこれにあたるが、現在の寺世話人の選出は変形している。また、臨時の役で人数を必要とするときは、講中から各1人と各組から1人の10人編成などの役員構成もときにより用いられる。

ムラ・町会

以上のような集団がそれなりに連帯し合って存在し、現在の滝地区の戸数は43戸である。西北方は高月町の中里地区で、約1キロメートルの水田地帯を挟んで隣接する。南西は海拔180メートル代の滝山丘陵が横たわり、東北面は多摩川、東南面はその河川敷に接し、昭島市田中町（旧作目村）とは2キロメートル余り隔てている。このような山林、田畑、河川を有する地域の中心にいずれの町会とも家並みを接することなく存在する集落が、滝の町会である。

中世、滝山城址東側の山裾と多摩川が接する辺に街道があった。ケードー（街道）と呼ばれていた町内の一本道はこの街道に連なり、サンゼー山を登り、少林寺へ下り梅坪から八王子へと続いていた。人により鎌倉街道、または作目街道と二つの言い伝えを称えていた。貞享年間（1684～1688）作目村が洪水で流された頃この街道も流出したと伝えられ、現在は昭島市田中町分の山頂に微かにその道の面影を残している。

江戸時代の高札場（掲示場）は、当時の絵図ではシモの地蔵様付近と推定される。『新編武蔵国風土記稿』に、「民家30数軒散在す」と記される以外それ以前の家数の記録は不明である。

以上がこの町内に存在する集団のうち、地域の連帯に大きな影響を持つ主なものである。営利に関わる集団は省略した。（さわい さかえ）

※澤井榮『多摩川中流域の村—八王子市高月町滝の民俗』（私家版 2000年）から、著者の御了解をいただき「地域の集団」の部分のみを「八王子市高月町滝の社会組織等について」と改題して掲載させていただいた。

※『多摩川中流域の村—八王子市高月町滝の民俗』の中で紹介されている「穴番覚帳」の明治16年1月と明治40年10月のものには、「高月村滝庭場」「加住村高月滝庭場」との記載があり、いわゆる村組を講中と呼ぶ以前は「庭場」と呼んでいたものと思われ注目される。多摩川・秋川の対岸は、庭場の呼称が分布する西多摩地域である。

<説明> 澤井榮（さわい さかえ）さんは昭和8年に加住村高月の滝（八王子市高月町）に生まれ、勤めの傍ら農業を営み、歴史や民俗の研究を行ってきた。桑都民俗の会の当初からの会員であり、昭和56年に『滝の民俗資料』4分冊（私家版）を発行している。『多摩川中流域の村—八王子市高月町滝の民俗』は、澤井さん得意のPCを用いてCD版で刊行された。

貴重な小正月行事の「滝の福の神」を最初にレポートしたのは澤井榮さんである。その後、「滝の福の神」はアサヒタウンズなどの新聞で紹介され、日本写真家協会会長の田沼武能氏が文芸春秋のグラビアに掲載、同氏の著書『子どもたちの歳時記』や民俗写真家の芳賀日出男氏の著書などにも貴重な行事として「滝の福の神」が掲載されている。澤井さんは、現在も加住地区の歴史研究を精力的に行っている。

平成26年(2014)は、加住地区の民俗調査を実施します

「民俗編」編さんの基本方針 八王子市市史編さん事業で『新八王子市史』民俗編の編さんを行っている民俗部会では、「八王子市市史編さんの基本的な考え方―市史編さん基本構想―」をもとに、民俗編編さんの基本方針を以下のように定めています。

おおよそ昭和30年代を目途に、現在の市域における民俗文化の体系的把握をもとに、その具体相の歴史的な遡及につとめることと、一方では急速な都市化にともなう民俗の変化変容を把握する。そして、多摩地域の中心地としての機能をもった八王子とその周辺農村との関係性にも留意しながら、市域の民俗文化の特質を明らかにするという事です(小川直之「八王子市史民俗編の調査と編さん―監修にあたって―」『八王子市西部地域 恩方の民俗』新八王子市史民俗調査報告書 第1集 2012年)。

4つの調査活動 この基本方針に沿って、以下の4つの調査活動を柱にして具体的な作業を進めています。①地区別民俗調査とその報告書の刊行 ②テーマ別調査と資料の集積 ③市民生活が写された画像資料の収集とこれに基づく調査 ④従来からの研究資料の収集とその有効活用です。

地区別民俗調査 4つの調査活動のうちの1つ、地区別民俗調査は『八王子ビジョン2022』(八王子市基本構想・基本計画)の6つの地域区分をベースにし、そのうちの西部、東部、西南部、北部、中央地域の5つの各地域に属する旧市・町・村、各1か所を単位に民俗文化全般の把握を行うため、総合的な民俗調査を行っています。そして、調査後に調査報告書を順次発行しています。

今年に加住地区の民俗調査を実施し、平成27年3月に『新八王子市史民俗調査報告書 第4集 八王子市北部地域 加住の民俗』を刊行する予定です。

民俗調査とは? 民俗とは文字による記録ではなく、主に暮らしの中で言葉や行為などによって慣習的に伝えられてきた考え方や知識、技術など(用具や施設なども含む)のことで、古いことばかりでなく、現在行われていることも調査の対象とします。

平成26年は加住地区にお住まいの方々を中心に、八王子市(市史編さん室)から依頼した専門家や職員が訪問し、お話をうかがいます。暮らしの中で実際に体験されたこととお話いただき、それをこちらで以下の9つの章に分けて文章を作成し、一冊の本にまとめます。

◆民俗調査の内容◆ 地域に伝わる次のような伝統的な生活文化を調べます

1. **社会生活** 地域の範囲と区分、家数の変化、町会活動、親分子分、共同の仕事、屋号、こども組、冠婚葬祭、青年団、消防団、コミュニティ活動など
2. **生産・生業** 農作業、山・田・畑の仕事、目籠作り、養蚕、機織、畜産、職人などの生業
3. **住まいと環境** 民家、集落の立地と屋敷、水の利用、カマド、ヒジロ、風呂、便所のことなど
4. **衣食をめぐる暮らし** 衣料の調達、仕事着、ふだん着、食料の調達、食事の仕方、主食、副食、間食、調味料、茶と酒、行事の食べ物など
5. **年中行事** 正月の準備、正月、春・夏・秋・冬の行事など
6. **人生儀礼** 誕生と育児、結婚と結婚式、葬式、墓制など
7. **寺社と民間信仰** 寺院について(歴史・住職・寺の行事、檀家・墓地・葬儀・境内の神仏など)、氏神と氏子、神職、お日待ち、講、地域や家々で祀る神仏、民間信仰など
8. **民俗芸能** 獅子舞、盆踊り、娯楽・芸能、子供の遊びなど
9. **口承文芸** 昔の話、伝説、世間話、俗信、わらべうた、民謡など

加住地区の変遷について

1 行政区画の変遷

(1) 江戸時代末の加住地区

江戸時代末の八王子市域は、藩として大名が治めるのではなく、幕府の支配地で代官所支配地、旗本知行地、高家領、寺社領に分かれていた。

代官所とは幕府の直轄領を支配するための役所で陣屋ともいい、代官や手付・手代・書役などが事務を執り行っていた。八王子市域を支配した代官は江川氏で、伊豆国韮山に陣屋があった。旗本とは、戦場で旗の立つ本陣を固める主君直属の武士団で、江戸時代、幕府における軍事上(番方)・行政上(役方)の役を果たす將軍の直属家臣団(直参)のうち、知行高1万石以下で、將軍に拝謁(はいえつ)できる御目見以上の家格を持つものをいう(野本禎司「旗本」『江戸幕府大事典』965~966頁)。高家(こうけ)とは、幕府の儀式・典礼を掌る役職である。具体的には幕府内で勅旨や院使の接待、將軍の代わりに京都へ参向するなど朝廷関係における役割と、幕府の年頭賜杯の行事などにおいて諸大名の給仕をしたり、伊勢や日光などへ將軍の名代として参向したりするなど、幕府内での役割を担った家である(福井那佳子「高家」『江戸幕府大事典』192~193頁)。八王子市域を支配していた高家は、前田家2家・勝田家・長沢家の4家で、加住地域は前田家である。そして、実際の村支配は相給(あいきゅう)とって、ほとんどの村は複数の給人(領主)が分割して知行(土地を支配)している状態であった。

<加住地区の江戸時代の村(領主)>(1968『八王子市史』附編より)

滝山村(前田従五位、川村周之進、少林寺領)、八日市村(波多野奎之助)、横山村(波多野奎之助)、左入村(西山惣右衛門)、梅坪村(前田従五位、川村周之進)、谷野村(前田従五位、川村周之進)、本丹木村(江川太郎左衛門、御嶽大神領)、中丹木村(江川太郎左衛門)、留所村(塚原寛十郎、観音堂領)、大沢村(前田従五位、川村周之進、神明社領)、宮下村(前田従五位、川村周之進、夏目治郎左衛門、常福寺領)、戸吹村(前田従五位、川村周之進、無量寺領、桂福寺領)、高月村(江川太郎左衛門、須田次郎太郎、円通寺領)

(2) 明治はじめから八王子市との合併まで

慶応4年(1868)6月、明治政府は「府藩県制」を実施した。代官所支配と旗本知行地は韮山県か品川県に、高家領と寺社領は旧領のままで変更はなかった。旧の支配を踏襲したため、錯綜した行政区画となった。

明治元年(1868)12月 韮山県と品川県のすべてを旧の神奈川県に統一した

明治2年(1869)6月 版籍奉還

明治3年(1870)7月 高家領と寺領が神奈川県の間轄となる

明治4年(1871)4月 戸籍法を施行、戸籍事務のため大区・小区制を実施

明治4年(1871)7月 廃藩置県令を施行し、府藩県制を廃し府県制とする

明治5年(1872)4月 名主、年寄を廃して、戸長、副戸長を選出

明治6年(1873)5月 戸籍区を廃し、行政区画として区番組制を施行、区に正副区長、番組には正副戸長を選挙させた

明治7年(1874)6月 区番組制を大小区制に改正し、番組を小区とした

大区に正副区長、小区に正副戸長を置き、村ごとに村用掛を置いた

明治11年(1878)7月 「郡区町村編制法」が施行 従来の大区を郡に、小区を町村に再分合し、郡を府県の下部組織として郡役所を設け、町村には江戸時代の名称を使用

表 明治初期の行政制度一覧（加住地区）

	幕末から明治初年の行政区画					区番組制・大小区制	
	村名	旧領主	慶応4年6月	明治元年12月	明治3年7月	明治6年5月	明治7年6月
1	滝山村	高家	旧領		神奈川県	9区7番組	9大区7小区
		旗本	品川県	神奈川県	神奈川県		
		寺領	品川県	神奈川県	神奈川県		
2	八日市村	旗本	品川県	神奈川県	神奈川県	9区7番組	9大区8小区
3	横山村	旗本	品川県	神奈川県	神奈川県	9区8番組	9大区8小区
4	左入村	旗本	品川県	神奈川県	神奈川県	9区7番組	9大区7小区
5	梅坪村	高家	旧領		神奈川県	9区7番組	9大区8小区
		旗本	品川県	神奈川県	神奈川県		
6	谷野村	旗本	品川県	神奈川県	神奈川県	9区7番組	9大区7小区
		高家	旧領		神奈川県		
7	本丹木村	代官所	韮山県	神奈川県	神奈川県	9区8番組	9大区8小区
8	中丹木村	代官所	韮山県	神奈川県	神奈川県	9区8番組	9大区8小区
9	留所村	旗本	品川県	神奈川県	神奈川県	9区8番組	9大区8小区
10	大澤村	旗本	品川県	神奈川県	神奈川県	9区8番組	9大区8小区
		高家	旧領		神奈川県		
11	宮下村	旗本	品川県	神奈川県	神奈川県	9区8番組	9大区8小区
		旗本	品川県	神奈川県	神奈川県		
		高家	旧領		神奈川県		
12	戸吹村	高家	旧領		神奈川県	9区8番組	9大区8小区
		旗本	品川県	神奈川県	神奈川県		
13	高月村	代官所	韮山県	神奈川県	神奈川県	12区9番組	12大区7小区
		旗本	品川県	神奈川県	神奈川県		

※高月村の区番組制は、『八王子市』附編では12区9番組となっているが、澤井榮氏の調査では、12区8番組である。

明治15年（1882）7月 町村の分合を実施し、八王子では旧15宿と元横山村・新横山村・子安村が合併して八王子となった。同名の村は、東とか西などの名を正式につけた加住地区では、北大澤村（南大澤村に対して）が誕生した

明治17年（1884）7月 村ごとに置かれていた戸長と戸長役場を廃し、連合戸長と連合戸長役場が置かれた 戸長役場の位置＝留所村

所属町村名＝留所村、北大澤村、本丹木村、中丹木村、八日市村、横山村、梅坪村、滝山村、左入村、谷野村、宮下村、戸吹村、高月村

明治22年（1889）9月 「市制町村制」を施行 加住村が誕生（旧13か村 旧村名は大字）する

明治26年（1893）4月 三多摩全域は、神奈川県から東京府に移管される

昭和30年（1955）4月 横山、元八王子、恩方、川口、加住、由井村の6か村が八王子市に合併

2 地名、家数、人口

表 加住地区の人口・村名・小字・旧小名

No	現在の町名 (人口)	江戸時代の村名 村高 戸数	小字と旧小名
1	尾崎町 (111) 滝山町一丁目 (944)	滝山村 (小宮領) 185石 24軒	【小字】 尾崎裏 尾崎前 上ノ原 南ヶ谷戸 (鶴山) 馬場谷戸 天神前 星谷 八幡宿前 八幡宿 滝ノ久保 (丹木) 芹沢 【小名】 滝山郷6軒 (本村) 尾崎村 11軒 (飛地) 星谷 丹木 村飛地
2	滝山町二丁目 (616)	八日市村 (小宮領) 横山村 (小宮領) 165石 54軒	【小字】 居村 星谷 中丸 芹沢 永宿 【小名】 横山 峰
3	左入町 (1,938)	左入村 (小宮領) 210石 34軒	【小字】 中丸 神明 沖前 日向 長宿 馬場谷戸 中丸上 【小名】 馬場谷戸 中丸
4	梅坪町 (309)	梅坪村 (拝島領) 53石6斗5升 14軒	【小字】 水口 高双 西原 谷ツ街道 上谷津 【小名】 天神森
5	谷野町 (1,388)	谷野村 (拝島領) 82石1斗4升 38軒	【小字】 大谷戸 天久保 寺前 芹沢 精進場 子ノ神 与地谷 (よじ谷ツ) 漆久保 栃ヶ沢 向ノ原 下田 【小名】 松木 ^{まつき} 与地谷
6	丹木町二丁目 (756)	本丹木村 (小宮領) 165石 22軒	【小字】 西窪 南谷 南谷東 表 社附 専国 中川原 中丸 馬場 谷ツ 【小名】 専国谷 ^{せんこく} 極楽寺谷 倉屋敷
7	丹木町一丁目 (1,483) 丹木町三丁目 (637)	中丹木村 (小宮領) 150石 27軒	【小字】 山王下 城山下 明王下 野久保 大町 馬場谷津 中丸 尾崎 【小名】 勘ヶ由谷 天野坂
8	加住町一丁目 (422)	留所村 (小宮領) 153石6斗2升	【小字】 川向 開谷見原 宅地附 後口 大谷ツ 妙見 山ノ神 【小名】 竹鼻 かいや にん沢
9	加住町二丁目 (138)	大沢村 (拝島領) 36石2斗 11軒	【小字】 大畑入 根搦 森ノ越 大泉 大谷ツ 六ツ塚 丸山 【小名】 大谷 下谷 寺谷
10	宮下町 (1,405)	宮下村 (小宮領) 233石5斗3升 51軒	【小字】 乙畑 雁田沢 大谷津 鶴飛沢 水久保 谷戸 番場 中日向 寒場沢 猿取久保 切欠 明神前 大道下 鶴舞 開谷 <谷戸> (吉原) (児沢) 【小名】 日陰 日向 開谷 谷戸
11	戸吹町 (1,478)	戸吹村 (小宮領) 233石3斗5升 57軒	【小字】 北開戸 菅井 広町 根小屋 三地久保 岩ノ入 信固 熊野堂 大棚 櫛谷 【小名】 大棚 ^{しのご} 篠子 岩ノ入 根小屋 上ノ原 中島 冥加沢
12	高月町 (420)	高月村 (小宮領) 附滝村 283石5斗8升 60軒	【小字】 松原 瀬戸川原 寺前 上滝 名土 中滝 下滝 寅久保 下川原 滝 中里 城下 唐松沢向 知古沢向 宮前 左辺田 切欠 切欠上 左辺田上 知古沢 唐松沢 宇 (鶴) 通沢 城山 十二曲 花見台 滝峰 人沢 大回輪 古城跡 中城 柿沢 滝前 上寅久保 玉ノ州 玉島 外松原 秋ノ州 【小名】 太夫殿澤 西澤 鶴通澤 井戸澤 姥澤 唐松澤 ^い 井谷ノ澤 ^ち 児澤 ^{かんぼ} 寒場澤 谷ノ澤 ^{きつかけ} 切掛 【滝村の小名】 仁澤 ^{にん} 山王澤 不動澤 柿澤

前ページの表-2 に示した人口は、八王子市「平成 25 年度町丁別世帯数及び人口」の平成 25 年 12 月現在のものを用いた。村高は『旧高旧領取調帳』関東編（木村礎校訂 近藤出版社 1975）による。小字は、『江戸時代の八王子の人口』（光石知恵子 1987）と『角川日本地名大辞典』13 東京都（1978）を参照した。両書には若干の異同があり、『江戸時代の八王子の人口』にのみある小字を（ ）内に、『角川日本地名大辞典』13 東京都 にのみある小字を〈 〉内に記した。『角川日本地名大辞典』13 東京都 所収の小字名は、「東京府市区町村便覧」（1939）による。軒数と小名は、『新編武蔵国風土記稿』（文献出版 ）による。留所村の軒数は記載されていないので表記しなかった。

3 近世の文献にみえる加住地区の地名

【新編武蔵国風土記稿】（文献出版）※原文を変更して掲載した。

○八日市村＝古くは、八日市村と横山村とで谷地村といい、八日市村を上谷地村、横山村を下谷地村と呼んだという。○左入村＝古くは滝山村ともいう。高月村の枝郷の滝村は、下高月ともいう。

【武蔵名勝図会】（慶友社 1967）

○谷地庄＝東は栗の須村、西は戸吹村までのおおよそ 12、3 か村は、小宮領谷地庄あるいは谷地谷戸ともいう。○横山村、八日市村＝むかし滝山城があったときの城下町の遺名である。○滝山郷＝滝山村ともいう。滝山城があったときの八幡宿である。○丹木村＝丹木というのはタキの仮名で、滝村と書くところをいつのころからか万葉仮名を使って丹木と書いたのを、今（江戸時代末）は文字のとおり読んで「たんぎ村」と唱える。

〈加住地区に関する文献紹介 市史編さん室の蔵書から〉

○ 霞よし穂『八王子 ふるさと風土記』1 加住丘陵編 有峰書店新社 1983 年

A5 判、167 頁。著者の霞よし穂は、本名は三橋良雄で、明治 43 年（1910）に加住村村長をつとめた猶三郎の長男として加住村宮下に生まれた。村議会議員・議長、加住農協組合長、民生委員などを歴任された。多摩文化研究会、桑都民俗の会、谷地郷史話会などにも属し文筆を好み、若松若代志の太夫名をもち説経節を語り、文人的人柄が多くの人々から好まれた。

本書には、筆者の人柄を表す素朴な農作業などの挿絵が多数挿入されている。冒頭の「加住地区のあらまし」では、砂川とか小平方面の土けむり、大嶽山、多摩川、滝山城、谷地川、滝山丘陵、滝山街道（古甲州街道）、多摩川を境に西北は西多摩と北は北多摩に通じる加住地区の地理的特徴、加住の名など、地域的特色を分かりやすく記している。それ以降は、戸吹、宮下、留所・大沢、丹木、谷野、梅坪、八日市、横山、左入、尾崎、滝、高月、切欠・三井台と、集落ごとに丹念に歴史・民俗・自然などについて触れている。

○ 『南多摩郡加住村 農事調査附村是』東京府農会 1906 年

郡是・町是・村是（そんぜ）とは、明治 20 年代から大正にかけて、地方産業の振興を目的に、全国の郡、町、村で現状を調査して将来の目標を定め、地方振興のための施策をまとめたもの。

農商務省次官の前田正名がその職を辞め、在来・地方産業の振興を目的に地域から郡是・町是・村是を作成する運動を提唱し、各地で郡是や村是がつくられた。町村是の内容は、主に「現況」「参考」「将来」の部から構成され、このうちの「将来」が“是（ぜ）”、つまり良いと認めた方針に相当する。

一橋大学経済研究所 社会科学統計情報研究センターは、所蔵コレクションとして「郡是・町村是資料（明治 20 年代～大正）」を所蔵している。この説明文は、同センターの所蔵コレクションの解説によった。

八王子市域で残されている村是は、この南多摩郡加住村（八王子市加住地区）のものが唯一であり、このたび市史編さん室の蔵書に加えた。以下に同書の目次を示す。

なお、多摩地域の村是で残されているものは、西多摩郡で戸倉村（明治 40 年 あきる野市）、氷川村（大正 6 年 奥多摩町）、西多摩村（明治 37 年 羽村市）、南多摩郡で加住村（明治 39 年 八王子市）、日野町（明治 37 年 日野市）、北多摩郡で、東村山村（明治 37 年 東村山市）の合計 6 冊が知られている（『「郡是・市町村是」資料目録—付「産業調査書」—』一橋大学経済研究所 日本経済統計文献センター 1982）。

序

総論之部 第一地図 南多摩郡加住村図（1 万 8 千分の一） 第二地勢 第三地質 第四気候
第五運輸交通 第六土地 第七戸数及人口 第八自作及小作 第九財産
第十官有財産 第十一負債

経済の部 第十二生産額 第十三消費額 第十四歳入歳出対照 第十五歳入歳出戸口當

参考の部 第十六労働 第十七副業の種類及時季 第十八農事改良ノ沿革及普及ノ度
第十九農事に関する団体組合会社 第二十農家生計ノ状態及中等農家一ヶ年ノ生計
調 第二十一各作物及生産品収支計算 第二十二作物病虫害ノ種類及予防駆除ニ対スル
感念 第二十三普通農業ト養蚕トノ関係 第二十四小作法 第二十五小作料ト収穫物トノ
関係 第二十六地主ト小作トノ関係 第二十七土地の売買 第二十八購買及販売ノ習慣
第二十九金融 第三十犯罪者調 第三十一諸税滞納者調 第三十二特別ナル風俗習慣
第三十三教育普及ノ程度及状況 第三十四土地其他戸口當

将来之部（村是）

第一実業教育ヲ奨励スルコト 第二米作及麦作ノ改良ヲ計ルコト 第三蚕業の改良ヲ
計ルコト 第四製糸の改良ヲ計ルコト 第五耕地ノ整理ヲ計ルコト 第六山林ノ改
善ヲ計ルコト 第七山林原野ノ開墾ヲ図ルコト 第八副業ヲ奨励スルコト 第九肥
料ノ改良及共同購入ヲナスコト 第十立毛品評会ヲ開クコト 第十一儉約貯金ヲ奨
励スルコト 第十二村有基本財産ノ蓄積ヲ計ルコト 第十三将来歳入出予算 第十
四歳入歳出現在将来比較 第十五将来歳入出概算額戸口當 第十六将来ノ富ノ程度

調査委員氏名 調査委員長 青木謙橘 田中嘉右衛門 平野由太郎 谷津仙之助 門倉鶴太郎 荒井
久次郎 齋藤正次郎 澤井政良 平野時次郎 丹澤輔蔵 野本梅太郎 大久保清次
郎 宮城宗治 飯室要之助 田中政吉 堀部虎吉

浅川地区 落合町会で合同調査を開催

落合町会会長の佐戸博氏にご尽力いただき、平成25年11月25日（月）午後2時から、落合町会会館で、民俗部会の合同調査を実施しました。町会長をはじめ7名の町会の皆様にご参加いただき、貴重なお話をうかがう機会となりました。

▼落合町会のみなさま（敬称略 50音順）

秋間皓、秋間祐輔、落合勇、落合謙一、落合高一、金子勝、小田中洋子、佐戸博

▼調査者

乾賢太郎、大藪裕子、加藤隆志、神かほり、高久舞、三代綾、宮本八恵子

ご協力いただき、心からお礼申し上げます。なお、12月3日（火）午前10時から、町会所有の葬儀に使用する祭壇の組み立てを行っていただきました。



←↑ 落合町会館での合同調査

↓ 葬儀用祭壇の組み立て



石川日記にみえる獅子舞等の記録 佐藤 広

石川日記とは、諸色覚日記、萬出入覚帳などの表題のある八王子市東浅川町の石川恵一家で所有する享保5年(1720)から書き継がれている日記の通称である。戦前から農業経済史、歴史地震、民俗学、地域史研究などで活用され、原文書は八王子市の有形文化財(古文書)に指定されている。

八王子市郷土資料館では、市内の古文書を探る会に依頼し、昭和52年(1977)から平成5年(1993)までの17年間を費やし、享保5年から明治45年(1912)までの193年間の日記を解読し刊行した。

さて、京王高尾山口駅の北側に位置する氷川神社(市内高尾町)は、浅川地区の旧上栢田村の鎮守社で、江戸時代から狭間の獅子舞が奉納されてきた。しかし、明治初年の行政区画の変更によって、原で狭間から獅子舞を習い、原の人々が氷川神社で獅子舞を奉納するようになったといわれている。

この件に関して、地域に残る関係記録や伝承を改めて分析し、氷川神社の獅子舞(原の獅子舞)がどのような経過を経て誕生したかを理解してみたい。そこで、まず石川日記に記載されている“獅子舞と氷川神社”に関する記録をとりあげ、研究の端緒としたい。

表 石川日記の獅子舞関係記述一覧(改訂『石川日記』(一)(二)(三)、『石川日記』(四)~(十五)八王子市教育委員会)

No	西暦	和暦	月日	事 項
1	1736	享保21	8・1	八日市伯母八十郎来る 獅子見物
2	1737	元文2	8・1	大宮の町 川原宿まで獅子見に行
3	1772	明和9	7・10	高尾へ被呼大宮検地の義
			8・4	大宮検地差紙に付案内名組頭並久左衛門田作の九人江戸へ行
			8・11	大宮の町有
			8・13	大宮除地絵図麓にて三郎立会調申候
			8・17	大宮続山四人の先山の分札可申由来候
			12・2	大宮一件相済
4	1781	安永10	8・1	大宮(氷川)祭礼 昼過に狭間獅子も
5	1788	天明8	7・29	この日より氷川大明神旗立初
6	1815	文化12	8・1	氷川祭り始る(これ以前も、祭礼の記載あり)
7	1830	文政13	8・1	御祭礼 狭間獅子鎌倉海道へ初めて出る 村内不残出迎に出る
			裏表紙	この年八月朔日氷川祭礼に付狭間村獅子鎌倉海道へ出 村内不残出迎に罷出申候 武州多摩郡栢田村原 石川元右衛門
8	1847	弘化4	8・1	休日 川原宿家台(屋台)引
9	1854	嘉永7	8・1	丑年(前年か)御停止に付獅子相休候得共 当寅年出対談に御座候得共雨天故流に相成申候以上
10	1863	文久3	8・1	休 狭間獅子出申候
11	1865	元治2	8・1	少々昼時分より雨天にて 狭間村志々(獅子)原宿村山王森へ参り候得は 雨天に御座候氷川祭礼にて休
12	1867	慶応3	8・1	氷川大明神祭礼に休 狭間獅子出る

13	1868	慶応4	8・1	休 この日は氷川祭礼にても神楽もなく 飾にも出ず何事も致ず候 時に当村にて も氷川のはたわくに竿を拵候てそれも建不申候 世間の祭礼も矢張り同様の振合の 事
14	1869	明治2	8・1	はたかへ
15	1870	明治3	7・30	村方氷川はた立に出る
16	1871	明治4	8・1	この年氷川御祭礼 川原ノ宿村中にて家多い故 村一同にて風流な形(なり)をして はさま(狭間)へ獅子向い(迎え)に出る 当村にても着物揃え若者にて風流な形し て出る 原宿三田にても右同断 案内組にても出むかいに出る 氷川初めての御祭 礼と申事なり
17	1871	明治4	裏表紙	八月一日 氷川祭盛大11なり
18	1872	明治5	8・1	氷川祭礼にて休 柵田中どうけ(道化)形にて獅子を送る
19	1872	明治5	12・3	十二月三日ニ正月改る 三日より一月一日となる 明治六年の日記移り候也
20	1873	明治6	9・1	氷川祭礼に付休
21	1875	明治8	9・1	氷川祭礼に付休 此日はさまに芝居真似御岳の森ニ有之候
22	1876	明治9	9・1	氷川祭典に付休暇 当村の若者獅子の真似 とうなす(唐茄子)水瓜にてこしらい 氷川森まで笛太鼓ならびに万灯ぐんばい(軍配)をこしらい宮まで行く
23	1877	明治10	9・1	氷川祭典 この日原村若者狭間獅子まねいたし万灯をふり氷川へ参り 揃いの単物 拵 原宿若者矢張揃の単物着し 大舟を拵長さ六間幅六尺もある船を拵 その船り ゆうきゅう包にて拵 中へ七福神人間にて作り乗り申候 新地三田村の若者は酒老 本こも包にてかつぎ氷川へ参り 川原ノ宿若者は大きな三宝を拵 神酒徳利を拵 大勢にてかつぎ氷川へ参り 案内組若者は新地まで獅子を迎ひとし色々風情をいた し参り候 この年氷川神楽殿も出来申候
24	1878	明治11	9・1	氷川御祭礼 柵田中若者 俄もの拵る氷川森まで行 しんち(新地)三田ばかり不致 候
25	1879	明治12	9・1	氷川御祭典 当村より獅子三疋罷出 原宿は八王子よりやたい(屋台)ありて引 川 原ノ宿も同断 新地三田のにはヤタイ(屋台)へ桃をこしらいその桃わけて踊子出で 踊る
26	1880	明治13	9・1	氷川祭典 この日村方若者色々祭礼の支度いたし候得共 原宿出火<8月30日の夜 に4軒丸焼>につき遠慮いたし当原村だけは休 川原ノ宿にてはやたい(屋台)を引 案内の谷戸にては太神楽獅子の真似いたす
27	1881	明治14	9・1	この日少しは雨降り 祭礼に付休 村方若者獅子の真似いたし氷川へ行く
			9・2	午後二時頃雨降り 村方勘定 村方若者勘定上り太神楽獅子の真似にて村中原宿ま で行く 原宿の若者も同断 獅子の真似にて当村まで来る
28	1882	明治15	8・16	午後四時頃雨降り はさま(狭間)祭りへ子供連にて行く
29	1885	明治18	10・2	この日鎮守氷川面(免)の田その外祭礼入費の義につき 戸長役場にて集会あり 拙 者出頭す
30	1886	明治19	9・1	氷川祭礼に付休 祝所々に悪病流行に付 芝居神楽等にて衆人の歩行止む等の事を 暑熱致を事を禁ずとの御達に付 礼式の神楽仕らず候
31	1887	明治20	8・16	下柵田村狭間御岳山御祭に付 獅子舞十二神楽あり
			9・1	氷川祭礼神楽あり 祭 休 この日川原ノ宿にてやたい(屋台)を曳 子供を連れて見 物に行く

32	1888	明治21	8・28	道つくり幟建
			8・29	若者氷川祭礼支度あり
			8・31	祭礼支度
			9・1	氷川祭礼 休 此日氷川祭礼柵田一同揃 当原字にて獅子を氷川へ出す 案内村若者神こし(神輿)かつぎ出す 川原ノ宿若者中やたい(屋台)を引出す 原宿もやたい(屋台)を出す 大きに賑敷祭礼なり
			9・2	氷川幟返し並びに祭礼費用勘定若者集会あり この夜原宿の者太神楽の真似を致し来り少々の間違あり夜さらに論じ合あり
			9・5	この日柵田氷川に森集会あり村に銘々の処もあり伍長惣代の処もあり 夜に入て帰宅 右の次第氷川鳥居拜殿修繕その他一村共有金の事
			9・6	この夜共有金その他氷川掛地金取集に付惣代の儀に付高橋宅にて相談あり 入札にて大貫安二郎殿頼む控惣代人原庄右衛門殿頼む
			9・7	右惣代人川原ノ宿千駄へ出る 互論会も相談も出来ず
33	1889	明治22	9・1	氷川祭礼に付休暇 氷川祭礼当村より獅子出る外にはやし踊り
34	1897	明治30	8・27	この日村の氷川獅子出し酒を献ず 村中出る 南大貫宅にこれあり 右の獅子村の若者持の獅子なり 世間赤痢流行のために御神酒をいたす
			9・1	氷川祭 休 赤痢病流行のため幟建てず 十二神楽も休
			11・20	流行病のため本日氷川祭典半日休 この日延期氷川祭りあり 十二神楽及原宿原宗七殿氷川神主に成 原宿村中衆神主氷川まで送る賑敷
35	1899	明治32	9・1	氷川祭礼 休 伝染病のため神楽休
			10・1	氷川祭神楽有 休
36	1900	明治33	9・1	氷川祭典礼 祭礼に付獅子舞若者氷川森まで行
37	1902	明治35	9・1	氷川社殿修繕に付 祭礼延日に成
			9・20	氷川祭礼延日致置本日休 神楽有り (以下修繕の事記載あり)
37	1903	明治36	9・1	氷川祭典 休 若者獅子ぐるい氷川へ行
39	1905	明治38	9・1	この日氷川祭典相談の上来る十日に延期致す
			9・9	この夜氷川祭礼宵待十二神楽有り
			9・10	氷川祭礼 休 氷川神楽有り
40	1906	明治39	9・1	祭礼 休 字原獅子出す 原宿川原ノ宿家台(屋台) 俄踊囃賑敷
			9・3	狭間御嶽様御祭り神楽獅子有皆行
41	1907	明治40	9・1	氷川祭礼 この日村若者獅子舞氷川へ行
			9・3	この日狭間祭礼あり 神楽獅子有子供皆行
42	1908	明治41	9・1	氷川祭典 休
			9・3	横山村狭間祭礼行く 雨天につき獅子舞も無之 ただ神主御祈祷有
43	1910	明治43	9・1	氷川神楽有り 祭礼休
			9・3	狭間祭礼子供連行 獅子見物す
44	1911	明治44	9・1	氷川祭礼 休業 当字青年の者獅子踊り氷川まで行
			9・3	この日狭間御嶽山祭典 例の獅子舞有行
45	1912	明治45	9・1	氷川祭礼は御大葬のため延期致候得共 休業
			9・20	御大葬ため延期の処 熊野宮祭礼湯花有 及氷川祭礼神楽有り

以上、石川日記に初めて獅子舞の記録があらわれるのは享保 21 年 (1736) のことで、元文 2 年 (1737) 以降をみると、大宮 (氷川神社) の祭礼のときのことであることが分かる。文政 13 年 (1830) には、狭間の獅子舞が原と原宿の境にあたる鎌倉道 (小田原道) までをはじめて出た。それ以前は氷川神社により近い川原の宿までであった。

明治 4 年 (1871) には、上栲田全体で狭間まで獅子を迎えに行っている。翌明治 5 年が、狭間の獅子が氷川神社の祭礼に出る最後の年となる。明治 6 年からは、新暦で 9 月 1 日に氷川神社の祭礼が行われるようになった。明治 9 年に、「笛太鼓ならびに万灯ぐんばいをこしらえ」原の若者が獅子の真似をして氷川神社まで行っている。明治 12 年に「当村より獅子三匹罷出」とある。原に限らないが「若者獅子真似」が頻りに明治 14 年まであらわれる。明治 21 年の氷川祭礼に、上栲田の原が獅子、案内が神輿、川原の宿と原宿が屋台を出している。この年以降に、原が獅子を出すようになる。

こうしてみると、明治 4 年は「氷川初めての御祭礼と申事なり」(8 月 1 日)、「氷川祭盛大ナリ」(裏表紙)ともあり、明治 4~5 年あたりが画期となる。明治 4 年 4 月には戸籍法が施行され、戸籍事務のための大区・小区制が実施された。明治 5 年 4 月には名主・年寄を廃して戸長・副戸長とし、明治 6 年 5 月には、行政区画を改め区番組制が施行された。狭間の含まれる下栲田は、第 9 区 10 番組に、原、原宿、川原の宿、案内などが属する上栲田は、第 9 区 11 番組に属することとなる。

さて、行政区画の変更が具体的に獅子舞の伝承とどう関わったのか、関わらなかったのか。狭間から原への獅子舞を伝承する具体的経過はどうであったのか。江戸時代と明治以降の行政境に対する人々の意識はどうであったのかなど、まだ明らかにしなければならないことは多い。

<お知らせ> *****

○**新組織がスタート** 八王子市では、平成 25 年 (2013) 4 月からスタートした基本構想・基本計画「八王子ビジョン 2022」に対応して組織改正を実施しました。市史編さん室はこれまで総合政策部に属していましたが、単独の部となり、八王子市総合政策部市史編さん室から、八王子市市史編さん室となりました。平成 25 年 8 月 26 日 (月) から、新組織となり、市史編さん室のメールアドレス (組織メール) も変更されました。

○**『由木の民俗』を紹介** 南大沢市民センター住民協議会広報部で発行している『あかがし』第 34 号 (平成 25 年 8 月 10 日発行) で『由木の民俗』が紹介されました。

<寄贈 関係図書を紹介> *****

○ **蚕糸絹用語編纂委員会『蚕糸絹用語集』 財団法人大日本蚕糸会 2012 年**

蚕糸関係者の高齢化の進展のため、蚕糸技術の維持・存続が危惧される状況から、国内及び海外における蚕糸絹技術の指導活動の手引きとするため、大日本蚕糸会が CD を付けた用語集を創立 120 周年記念事業として刊行したもの。この編纂委員会には、元農林水産省・昆虫農業技術研究所研究室長で八王子市在住の村野 圭市氏が加わっている。

用語は五十音順に配列され、用語、解説、外国語の順に構成され、外国語は英語、中国語、フランス語、イタリア語でも語彙が示されている。A5 判 139 頁。

○ **石井義長『武蔵国多摩郡と由木の里の昔語り』 揺籃社 2013 年**

由木地区出身で、空也上人の研究で著名な著者が、故郷の歴史を分かりやすくまとめられた。四六判 414 頁。

八王子市市史編さん

民俗調査のお願い

八王子市は、大正 6 年（1917）に市制を施行しました。そこで、市制 100 周年記念事業として『新八王子市史』の編さんをすすめています。将来の八王子市を展望するためには、先人の残した貴重な資料を保存し、活用できる環境を整備する必要があります。

今日、八王子市は大きく変貌しています。そこで、市内の伝統的な生活文化を聞き取り、文字で記録して後世に残すため、八王子市市史編集専門部会の民俗部会で地域の民俗調査を実施しています。何卒、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

◆八王子市市史編集専門部会民俗部会のメンバー◆

- | | | |
|-----------|------------------|-----------------------------------|
| 1. 部会長 | 小川 直之（おがわ なおゆき） | 國學院大學教授 |
| 2. 副部長 | 津山 正幹（つやま せいかん） | 八王子市文化財保護審議会委員 |
| 3. 部会委員 | 小野寺 節子（おのでら せつこ） | 國學院大學兼任講師・
東京都文化財保護審議会委員 |
| 4. 部会委員 | 加藤 隆志（かとう たかし） | 相模原市立博物館学芸員 |
| 5. 部会委員 | 入江 英弥（いりえ ひでや） | 國學院大學兼任講師 |
| 6. 部会委員 | 宮本 八恵子（みやもと やえこ） | 日本民具学会会員 |
| 7. 専門調査員 | 大藪 裕子（おおやぶ ゆうこ） | 東村山ふるさと歴史館学芸員 |
| 8. 専門調査員 | 神 かほり（じん かほり） | 日本民具学会会員 |
| 9. 専門調査員 | 美甘 由紀子（みかも ゆきこ） | 八王子市郷土資料館学芸員 |
| 10. 専門調査員 | 乾 賢太郎（いぬい けんたろう） | パルテノン多摩歴史ミュージアム学芸員 |
| 11. 専門調査員 | 高久 舞（たかひさ まい） | 國學院大學研究開発機構研究開発推進
センター ポスドク研究員 |
| 12. 専門調査員 | 三代 綾（みしろ あや） | 國學院大學大学院生 |

このほか、八王子市市史編さん室の職員が調査協力をお願いしたり、行事を拝見させていただいたり、資料を拝借しに伺ったりすることもございます。

＜問い合わせ先＞八王子市 **市史編さん室**

〒193-0943 八王子市寺田町1 4 5 5番地3

電話 042-666-1511 / FAX 042-666-1512

E-mail b420000@city.hachioji.tokyo.jp

ホームページ <http://www.city.hachioji.tokyo.jp/seisaku/13570/index.html>